

業務実績報告書に対する意見交換に係る事前確認事項 整理シート

No.	意見交換 事項	項目	R6業務実績報告書の内容			評価委員会委員からの事前確認			公立大学法人旭川市立大学からの回答		
			頁数	R6年度計画	R6年度報告	法人評価	委員名	分類		内容	
01		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置	P12	＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 2) アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施し、入試結果の分析・検証を行う。アドミッション・ポリシーに合った意欲ある学生を確保するため、前年度までの入学者選抜結果やオープンキャンパス参加者状況を分析し、入学者選抜方法の検討を行う。短大は昨年度に引き続き、入学生に対して入学動機等のアンケートを実施し、入試広報に係る情報を収集する。	大短共に、分析を行い入学者選抜方法についての検討を行った。短大に関しては新入生にアンケートを実施し、情報を収集。今年度から試験内容を変更した「総合型選抜」については、本選抜の意図に合った学生の獲得に繋がったことがアンケートの結果から知ることができた。	3 ※1)~3)		質問	・「アドミッションポリシーに沿った入学者選抜」の方法を具体的に教えてください。今後の入試方法について、方向性は？ ・「総合型選抜」により、意図に合った学生の獲得につながったことですが、具体的に教えてください。	・各学部学科が求める学生像に合致する学生を選抜するために、以下の方法で多面的な評価を行っています。 ①入学後に必要とされる思考力や表現力を評価するために小論文試験を実施。 ②学部学科での学びに必要な知識や考え方、コミュニケーション能力を測るために、面接試験および集団討論の実施。 ③基礎学力の有無を確認するために、大学入学共通テストおよび個別学力検査を実施。 ・今後の入試方法について、2025年度実施の学校推薦型選抜より指定校制を導入。その他の試験は現在のところ変更する予定はない。各入試制度で入学した学生の在学時の成績等データがまだ少ないため、ある程度データが出てきた段階で、入試科目等を検討していきたい。 ・短大「総合型選抜」では、課外活動や資格取得、ボランティア活動など、本人が熱意を持って取り組んだ経験を活かし、向上心を持って本学入学後の学修に取り組める人物かどうかを評価する入試制度の設計を行っています。その結果、試験の趣旨に合致した学生が多く受験につながっています。また学部ではゼミやグループワークを行う授業において、積極的にリードしていく学生が増えたと感じています。
02	①	第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置	P12	【指標】 ・ 入学定員充足率：100% ・ 入学者に対する地域内比率：30%	大学の定員充足率は100%を確保（大学全体充足率：107%）。 短大は食物栄養学科が98%、幼児教育学科は63%であった（短大全体充足率：74.7%）。 大学はすべての学科で定員充足できた。短大は昨年よりも充足率は改善したが、100%には及ばず。 全国的に短大への進学者が減っている現状ではあるが、高校訪問や相談会、オープンキャンパス等で魅力を発信しつつ定員充足に向けて努めていく。 入学者に対する地域内比率に関しては、大学・短大すべての学科で30%以上となった。 〔大学〕 経済学部経営経済学科：101名 101%（地域内比率：39名 38.6%） 保健福祉学部コミュニティ福祉学科：52名 130%（地域内比率：21名 40.4%） 保健福祉学部保健看護学科：61名 102%（地域内比率：24名 39.3%） 〔短大〕 食物栄養学科：49名 98%（地域内比率：33名 67.3%） 幼児教育学科：63名 63%（地域内比率：51名 81.0%） ※地域内・・・旭川市、鷹栖町、東川町、東神楽町、美瑛町、当麻町、比布町、愛別町、上川町の1市8町に居住する者	3		質問	・学部の学生定員充足率に対して、短期大学部および大学院学生の確保に苦戦しているようです。課題と、今後の方策について教えてください。	・短期大学部で取得できる資格を希望する高校生は例年一定数いるが、少子化に伴って学生の全体母数が減少することで、この一定数も同様の割合で減少することが学生数の減少につながっています。この課題の方策としては、学生確保において、旭川市近郊は当然ながら旭川近郊以外への入試広報活動の実現である。具体的には受験及び入学実績がある道東地域（釧路方面）、道央地域（帯広近郊）、道南地域（函館近郊）、岩手県を中心とした東北地域での入試広報活動を行なっていきたい。加えて令和8年度から入試制度において学校推薦型選抜に指定校制を導入したところ。入試制度の変更に伴った効果の検証の側面から定員数自体の見直しを検討するためには最低でも2年の期間を要する必要があると認識しています。 ・大学院に関しては、学部カリキュラムの影響もあるかもしれないが、学内進学者がいない。また外部に対しての広報活動も十分にできていないのが現状です。学部のゼミナール担当教員から大学院進学に興味を持っている学生に声をかけをしつつ、毎年開催している外部も対象とした大学院進学説明会を継続して行なっていくこととしています。また社会人をターゲットに、パンフレットの配布やチラシを作成し、潜在的志願者に向けた広報を検討し、進めていく予定です。また、入試科目も英語が必須のため、社会人にとってはハードルが高いようであるため、試験科目についても検討を行っています。
03	①	第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置	P12	02と同	02と同	02と同		質問	・「短大は食物栄養学科が98%、幼児教育学科は63%（短大全体充足率：74.7%）」「短大は昨年よりも充足率は改善したが100%には及ばず」と自己点検・評価に係る記載がある。短大は、学生確保が厳しい状況で高校訪問や相談会、オープンキャンパス等で魅力を発信するなどの方策についても記載があるが、他に検討している事項はあるのか。	・短期大学部は専門資格取得を目的とした養成課程として、入試広報においては広報内容の質と学生の質の向上に重点を置いています。高校訪問では教員を固定し、継続的な関係構築を図ることで信頼性を高め、相談会ではパンフレットに加え、受験種別と時期を図式化するなど、情報のわかりやすさにも配慮し、受験生一人ひとりの特性に応じた受験方式の助言・提案を行なうとともに、オープンキャンパスでは、本大学との連携により、短大卒業後の編入学も視野に入れた進路の明確化を図っています。 ・新たな取組みとしては、小・中・高校生向けの保育体験（インターンシップ）を展開し、高校生には進路選択への動機づけと実体験の機会を提供している。現場を見学する小・中・高校生にとっては良きロールモデルとなり、結果として入試広報活動にも波及効果をもたらしていくと考えております。 ・養成段階では、専門資格の取得と即戦力育成に向けた安定的な教育を行っており、さらに卒業後のリカレント教育を通じて、専門職の資質向上を目指すことで、地域社会の活性化につながっていくことを周知していくこととしています。 ・入試広報においては、他大学の事例を参考にしつつも、ただ内容を増やすのではなく、効果的かつ効率的な広報内容を精査し、戦略的に展開しています。
04		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置	P12	＜学部・短期大学部・大学院共通＞ 1) オープンキャンパス、高校説明会(訪問)、進学相談会など市内外を問わず実施・参加する。特に市内周辺地域を中心とした参加は積極的に行い、高校説明会(訪問)では、教職員が市内周辺の高校を中心に過去の実績を加味し、入学に繋がる高校を選択の上訪問し、各学部学科の積極的な紹介・周知を図る。	オープンキャンパスは大学2回（5月・7月）、短大4回（5月・7月・9月・10月）実施し、高校生は887名（前年度822名）参加した。 進学相談会へは市内外合わせて76会場に参加。青森県と岩手県の相談会の他、東京で行われた留学生対象の相談会にも参加した。 高校訪問においては、教職員が道内各地の高校や東北（青森県・岩手県）の高校を訪問し、本学の紹介・周知を行ったほか、各校の進路状況に関しても情報収集した。	3 ※1)~4)		意見	・オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等は今後とも積極的に実施すべき。	・今後も引き続き、オープンキャンパスや進学相談会、高校訪問などの広報活動を通じて、本学の特色や魅力を積極的に発信し、学生獲得に努めていきます。
05		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置	P12	04と同	04と同	04と同		質問	・オープンキャンパスの参加者が、受験生となっている割合はどれくらいですか。入試広報戦略についても教えてください。	・2024年度オープンキャンパス参加者の受験率及び入学率は以下の通りです。 ①経済学部経営経済学科：受験率47%、入学率31.6% ②保健福祉学部コミュニティ福祉学科：受験率42.6%、入学率40.7% ③保健福祉学部保健看護学科：受験率42.6%、入学率23.3% ④短期大学部食物栄養学科：受験率55.2%、入学率54.3% ⑤短期大学部幼児教育学科：受験率84.5%、入学率：83.6% ・広報戦略としては、旭川市近郊をはじめ受験生が多いエリア（石狩、空知、網走、十勝、胆振、渡島、東北）にアプローチするため、各地の進学相談会に参加及び高校訪問を通して本学の特色や魅力を直接伝えるとともにオープンキャンパスへの参加を促していく。また、若年層にリーチしやすいInstagramを活用し、キャンパスライフ、イベント情報などを積極的に発信し、本学認知度向上を図りたいと考えています。

業務実績報告書に対する意見交換に係る事前確認事項 整理シート

No.	意見交換 事項	項目	R6業務実績報告書の内容			評価委員会委員からの事前確認			公立大学法人旭川市立大学からの回答		
			頁数	R6年度計画	R6年度報告	法人評価	委員名	分類		内容	
06		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置	P12	04と同	04と同		質問	・次年度の新学科設置に向けて広報活動はうまく進んでいるのでしょうか。	認可前になりますので、まだ大々的な広報は控えておりますが、オープンキャンパスの実施や各地域で行われる進学相談会への参加、高校訪問等で新学部の説明を行なっていく予定です。	
07	②	第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置	P12	<学部・短期大学部共通> 2) 現役高校生の動向を鑑み、特に優秀な学生を獲得するため、学部・短期大学部ともに指定校推薦試験の実施に向け、準備を進める。	各学科で学校の選定や枠数、評定基準を検討し、決定した。2026年度入学者選抜より、指定校推薦試験の実施を開始することとした。	04と同		質問	・指定校の選定基準はどうなっているか。	・1市8町に所在する高等学校を中心に枠数を配分しており、それ以外のエリアの高校に関しても、今までの実績を考慮し、枠を設定しております。（枠数については、該当する高校のみに通知）また、対象校及び枠数の増減に関しては、入学後のGPAや休・退学率などを考慮して進めていく予定です。
08		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(1) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置	P13	<大学院> 3) 筆記試験によりアドミッション・ポリシーに沿った英語や専門科目の知識・思考力を備えた入学者を選抜し、口述試験によって研究計画に関するディスカッション能力について選抜し、入試結果の分析及び検証を行う。	予定通り大学院入学者選抜を実施した。出願は社会人特別選抜1名、学外の留学生特別選抜1名となり、うち入学は社会人1名にとどまり、内部進学者が皆無となった。内部進学者が皆無となったため、今後本学の学部学生のうち、研究意欲のあると認められる学生に対し大学院進学をより積極的に働き掛けること、さらに大学院の入試制度に対する再検討も必要があるとの結論となった。	3※1)~3)		質問	・「入学は社会人1名にとどまり、内部進学者が皆無」と記載があるが、学生が充足していないことは経営上、支障がないのか。 ・入学の動向については、長期的な傾向を注視する必要があると思うが、少ない状況が続いた時にどのように対策していくのか。 ・大学院の入試制度に対する再検討が必要と結論されているが、具体的な検討内容があれば教えていただきたい。	・実際ですが、学内教員で大学院の教員を兼ねており人件費は、開講分のみの支出となっています。大学が「知の拠点」としての機能を発揮するためには、大学院の存在は不可欠であり、今後定員に近づけるためにどのような方策があるかを検討したいと考えています。 ・大学院は本学の教員となる人材を育成する役割を担うと考え、能力と意欲のある学部学生に大学院進学を勧めて行く予定であるが、入学者が少なければ、大学院をリカレント教育の場として社会人の大学院生をターゲットとした大学院への改革を検討する必要があると考えています。 ・今後社会人の受験生を増やすために、入試科目から英語を外し、専門科目一つに入試の負担軽減を図ることも検討しています。
09	③	第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P14	<学部・短期大学部共通> 1) 旭川市内の企業を中心に毎回15社ほどを招き、年間通して合同企業説明会（研究会）を開催する。卒業年度の学生は就職先とし、その他の学年の学生には企業研究の機会とする。公立化に伴う入学者の変容に対応するため、参加企業を新たに開拓する。さらに旭川近郊への就職を促すため、上川総合振興局との共催で企業説明会を開催する。専門職に関しては、卒業生が多数在職している事業所を招き、学内説明会を開催する。短大生対象（栄養士・幼児教育・保育）の見学や施設訪問ツアーを開催する。学生が直接情報を得られる機会を提供する。	学内合同企業説明会を実施した。（実施回数7回／参加企業数108社／参加学生306名） 保健看護学科で合同就職説明会を実施した。（実施回数1回／参加学生53名） 短期大学部では、食物栄養学科で給食委託会社5社による説明会を実施した（参加学生25名）。幼児教育学科では旭川市と共催の幼×保 子★らぼミーティングを実施した（参加者30名）。旭川市主催の保育士体験ツアーを実施した（参加者11名）。	4※1)~9)		質問	・学内合同説明会への参加学生数が昨年度よりも減少したのは、各学部、学科での説明会の開催による影響でしょうか。	全7回開催のうち、旭川市内企業に限定した説明会に切り替えた回が、前年比で大幅に動員数を減らす結果となった。旭川市内企業限定の相談会は複数回実施したが、前年同時期開催の動員数にはいずれも届かなかった。これが動員数が減少に転じた主たる理由となっています。 ・保健看護学科と短大の説明会については、専門職向けの説明会のため合同説明会の参加者を減らす原因とはなっておりません。
10	③	第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P14	09と同	09と同	09と同		意見	・学内企業説明会は、参加企業を増やすため積極的にPRすべき。	現状においても積極的に企業開拓は行っており、参加企業の幅は相当広がっている。但し、1回の相談会での参加企業数を増やしても、動員数が伸びなければ、一人の学生とも接見できない企業を増やしてしまう結果になりかねない。本学の学生数や動員数を勘案すると、1回の説明会の参加企業は15社が妥当と考えている。
11		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P14	<学部・短期大学部共通> 2) 就業体験を通したキャリア教育を充実させるため、企業や市町村におけるインターンシップ・ボランティア活動の情報を積極的に収集し、学生に提供する。三省合意に基づくインターンシップの取扱に対応し、卒業年度の学生以外に対しても情報提供を積極的に行う。	企業や市町村に関するインターンシップ等の情報提供を行った（インターンシップ等参加件数 経済82件/保健福祉学部8件）。保健福祉学部では道立保健所へ3名、妹背牛町へ2名、北竜町へ2名が参加した。	09と同		質問	・保健福祉学部のインターンシップ先が上川管内ではないことから、このインターンシップ先は、各学生の出身市町村に相当すると解釈してよいのでしょうか。	今回のケースについては、そのような解釈で概ね間違いはないと思う。いわゆるUターンを視野に就活を行った学生が上川管内以外の地域でのインターンシップを希望したことになる。
12		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P14	11と同	11と同	09と同		意見	・インターンシップへの参加企業を増やす努力、PRを。	後日回答します。
13	④	第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P14	<学部・短期大学部共通> 4) 卒業生アンケートの回答を基に、卒業生の転職離職等も併せて状況を把握し、就職先担当者と連携しながらサポートを行う。卒業生の回答率を向上させるために、アンケートの実施時期・方法についても検討していく。	経済学部は、72ヵ所に依頼し53ヵ所から回答があった（回答率73.6%）。保健福祉学部は、55ヵ所に依頼し32ヵ所から回答があった（回答率58.1%）。短期大学部は、54ヵ所に依頼し36ヵ所から回答があった（回答率66.7%）。就職先が求める人材や、身に付けておいてほしい能力、技術、態度等、就職した学生の近況を伺い、情報共有をしキャリア支援で有効利用している。転職離職調査では卒業して2・3年目の学生を対象に調査し、101名の卒業生から回答があった（回答率55.7%）。	09と同		意見	・参加企業の情報（卒業生等）をストックするデータベースが必要。	意見を踏まえ早急にデータベース構築の着手について前向きに進めていく。

業務実績報告書に対する意見交換に係る事前確認事項 整理シート

No.	意見交換 事項	項目	R6業務実績報告書の内容				評価委員会委員からの事前確認			公立大学法人旭川市立大学からの回答	
			頁数	R6年度計画	R6年度報告	法人評価	委員名	分類	内容		
14	④	第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P14	13と同	13と同	09と同		質問	・卒業生に対する転職離職調査の回答内容はどうか。	次項と併せて回答いたします。
15		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P14	13と同	13と同	09と同		質問	・就職支援について、卒業生あるいは就職先へのアンケートは重要です。「情報を共有しキャリア支援で有効利用している」とのことですが、具体的な改善策(？)を教えてください。また、転職離職調査で、101名の卒業生から回答があったということですが、詳細を教えてください。これらの点に関しては、リカレント教育のあり方について連動すると思います。	後日回答します。
16		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P14	<学部・短期大学部共通> 5) 日本学生支援機構の給付型・貸与型奨学金をはじめ、修学が困難にならぬよう、学内奨学金を充実させるために、同窓会及び後援会との連携を図る。	日本学生支援機構の給付型や貸与型奨学金については、学内で年に2回の周知をし、掲示やHPでの案内をした。また、今年度より私費外国人留学生授業料減免制度を設け、経済的理由により修学が困難である留学生3名に対して、10万円の授業料減免を行った。	09と同		質問	・私費外国人留学生授業料減免制度の対象となる「経済的理由により修学が困難である留学生」とは、具体的にどのような留学生が該当するのか。	・学費支弁者の年収が日本円換算で800万円以下、仕送りが平均月額9万円以下（授業料はこの中に含めない）、奨学金は月額10万円以下の者が選考対象となる。
17		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P14	<学部・短期大学部共通> 6) 休・退学を予防するため、学生支援委員会のみならず、教務委員会・学生相談室委員会・担当教員とも連携を図る。合理的な配慮を要する学生の情報共有を教職員で密に行い、学修・学生生活の充実に向けた全学的な支援体制を整える。	令和6年度より、全学学生支援委員会が組織化され、全学で共有できる場を設けた。学生相談室委員会や教務委員会とも連携を図り、合理的配慮を有する学生に対しても、対応を行った。今年度については座席の配慮や持病による講義形態の配慮等を行った。	09と同		質問	・休学・退学の状況はいかがでしょうか。経済的な理由であれば、奨学金のあり方を検討する必要があります。	・休退学の主たる理由は、進路変更や入学後のミスマッチとなっており、経済的な原因となる学生はほばいない状態です。ミスマッチへの対策としては、転学部などを含め対応すること、学習意欲を高めるためのサポート体制など、学生相談委員の相談へつなげるなどの対応を行っています。
18		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P14	<学部・短期大学部共通> 7) 同窓会及び後援会との連携を強化し、学生を経済的な側面から支える体制を整備するとともに、卒業生との幅広い支援体制を構築する。	後援会・同窓会と連携し、在学生を対象とした奨学金を10人に授与した。後援会奨学金について、申込者が昨年度より減少しており、周知方法等の見直しの必要性がある。卒業生との幅広い支援体制の構築については、同窓会組織と検討を続けている。	09と同		質問	・後援会奨学金の申込者が減少した要因として考えられる理由は何か。	後援会奨学金は、経済的理由により学業を継続することが困難な学生を対象としているが、文部科学省による高等教育の修学支援新制度の充実により、希望者が減少したと考えられます。申請時に必要な書類を簡略化することや周知方法についての検討が必要。また一人当たりの給付額についても検討が必要と思われる。今年度は2024年度より早めに周知したが、申込者は少なかったことから、一人当たり5万円のために書類を揃えるのが億劫なのではないかとのこと。申請時に必要な書類を簡略化すれば増加するのか、周知方法についても検討が必要と考えています。また、一人当たりの給付額の増額についても検討が必要と思われます。
19		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P15	<経済学部> 1) 継続してゼミナール活動報告会を年度末に開催する。	2月13日にゼミナール活動報告会を実施した（参加学生数75名・一般来訪3名）。「若者が考える旭川市の課題と展望」の研究、旭川市内の古着屋に着目しZ世代の価値観に迫る研究、上川中学校とのかかわりを続けた実績紹介、比布町のスキー場に関する利用者の減少に対する提言等が報告された。	3		質問	・ゼミナール活動報告会はキャリア教育の一環ということですが、キャリア形成にどのように作用したのでしょうか。内容からは、研究、実績、提言とありますが・・・	報告会をゼミ活動の集大成として捉え、目標としているゼミもあります。そのためにより洗練された活動にチャレンジするゼミも複数存在する。活動では様々な学外者との交流があり、ゼミ生同士の協力は欠かせません。また、様々な企画立案・商品開発等、成果が具現化される場合もある。このように学内外における人々との交流はキャリア形成に大きく寄与するとともに、社会人基礎力が多に醸成される。報告会では「教育」「行政」「報道マスコミ」「金融」「サービス」等、各分野の有識者に審査を依頼し提言を頂いている。
20	⑤	第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P15	<保健福祉学部コミュニティ福祉学科> 【指標】 ・旭川市内及び近隣町（1市8町）への就職率：50%以上	旭川市及び近郊地域への就職率は69.6%で目標を上回った。	4 ※2 指標		質問 意見	・当該指標は、保健福祉学部コミュニティ福祉学科にのみ設定されているが、「市立」大学として全学部共通的な指標になりうると認識しているので、計画を見直する機会がある時にご検討いただきたい。 ・指標に対して「旭川市及び近郊地域への就職率は69.6%」ということで達成していると評価することは適切であるが、参考資料では卒業後の地元定着は減少傾向にあるように見受けられ今後も低下する可能性がある。法人として地元定着が低下している要因をどのように考えているのか。	・地元定着低下の要因として、第一に旭川市及び近郊地域の出身の学生が減少していることが上げられます。第二に市内企業とその他の企業間による待遇の乖離である。特に給与面での大手企業と旭川市内企業との差が大きい。第三に(準)公務員志向の根強さである。本学の場合、公務員を目指す学生の多くは旭川市役所を希望するが、実際に採用試験に合格できる者は若干名となっています。旭川市出身者以外でも、大学生活全般を通して、旭川市に魅力を感じることでできるようなアクション等も、全学挙げて考えていきたいと思います。
21	⑤	第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(2) 学生及び卒業生への支援に関する目標を達成するための措置	P15	<保健福祉学部コミュニティ福祉学科> 【指標】 ・旭川市内及び近隣町（1市8町）への就職率：50%以上	旭川市及び近郊地域への就職率は69.6%で目標を上回った。	20と同		質問	・学生に対する就職支援策は、かなり充実していると思います。また、保健福祉学部コミュニティ福祉学科の旭川市及び近郊地域への就職率も目標を上回っています。大学全体では、いかがでしょうか？大学院への進学支援策についても、聞かせてください。	旭川市及び近郊地域への就職率について、大学全体でみると減少傾向にあります。（2022年度→46.9％ 2023年度→44.0％ 2024年度→38.2％）これは在学生の出身地が影響していると思われ、公立化以降年を追う毎に、旭川市及び近郊地域以外の出身者が増加した。この状況に併せいわゆるUターン・Iターン希望の学生が増加したことも影響していると思われます。

業務実績報告書に対する意見交換に係る事前確認事項 整理シート

No.	意見交換 事項	項目	R6業務実績報告書の内容				評価委員会委員からの事前確認			公立大学法人旭川市立大学からの回答	
			頁数	R6年度計画	R6年度報告	法人評価	委員名	分類	内容		
22		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(3) 教育に関する目標を達成するための措置	P17	<学部・短期大学部・大学院共通> 1) 全学教育科目検討委員会にて、全学的な教養教育の方向性について引き続き検討する。『あさひかわ学』や『北海道学』など、学部間共同開講科目以外にも学部毎に開講していた総合科目・教養科目の共同開講の可能性についてさらに議論を進めていく。これら科目を全学共通教育科目へ編成し共同開講する際の課題を明らかにし、その解決策を探り、カリキュラム編成作業に着手していく。	令和8年度からの大学の教養科目の共通化に向けて全学教育科目検討委員会において議論を重ね、開講科目、各科目の内容、開講時期等を決定した。	3 ※1)~4)		意見	・私立大学時に在籍していた3、4年生へのインタビューあるいは座談会を行い、市立大学に移行した結果の相違などを直接確認してはどうでしょうか。	ご提案につきまして、たいへん有意義な視点であると考えております。教員の立場から、私立大学から市立大学への移行による変化を日々実感しております。例えば、移行前後でほぼ同程度の難易度に設定した講義科目の試験結果を比較したところ、平均点や分布に明確な差が見られ、学生の学修姿勢や基礎学力に変化が生じていることが示唆されました。また、3・4年生に対しては、私立大学時代と比較した学習環境や支援体制の変化についてのインタビューやヒアリングの実施を、1・2年生に対しては、学習意欲や大学への期待、教育サービスへの評価などを把握するための調査の実施を検討させていただきます。
23		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(3) 教育に関する目標を達成するための措置	P17	22と同	22と同	22と同		意見	・新入生（1年）に対する基礎的知識、能力アップの再教育を強化すべき。	大学としても重要な課題と認識しております。現在、入学前段階からの学修支援体制の充実を図るため、eラーニングによる入学前教育の導入を検討しております。これにより、基礎的な知識や学習習慣を早期に形成し、大学教育への円滑な接続を支援してまいります。さらに、次年度の入学生からは、「アカデミック・スキルズ」を全学共通教育科目として新たに開講します。この科目では、大学で求められる学術的な文章の読解力や文章構成力、さらには資料の批判的検討力やプレゼンテーション能力の涵養を目指し、初年次教育の段階から学生の主体的な学びを支える仕組みを強化してまいります。短期大学部においては、入学前教育の充実を図るため、これまでの資料郵送による対応から一歩進め、今年度より両学科において来学型のプレレτζジプログラムを実施し、対面での基礎的知識の導入教育を行った。さらに、1年次前期には必修科目「修学の基礎」を新たに設置し、数的基礎力および文章力の強化に取り組んでおり、これにより大学での学びへの円滑な接続と学修意欲の向上を目指している。
24		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(3) 教育に関する目標を達成するための措置	P17	<学部・短期大学部・大学院共通> 2) 数理データサイエンスAI教育について、リテラシーレベルの教育を充足するべく、該当する科目の教育内容やシラバスの点検を進め、教育実績を着実に積み上げていく。	数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）の認定を目指し、2024年度に開講した大学・短大それぞれの既存の情報科目をプログラムに合わせた授業計画に再編し実施した。	22と同		意見	・新学科学科目開講前から、数理・データサイエンス・AI教育プログラムのリテラシーレベルの科目を計画するだけでなく、すでに一部実施したことは先行した試みだと思います。	数理・データサイエンス・AI教育プログラムの文部科学省による認定を受けるには、1年間の科目運用実績が必要となります。そのため、令和8年度の新学部開設と同時に認定科目として運用できるよう、準備を進めています（令和7年8～9月に認定結果の通知・公表が予定されている）。認定が得られれば、令和8年度より全学共通科目の一つとして「数理・データサイエンス」を開講する予定です。
25		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(3) 教育に関する目標を達成するための措置	P18	<保健福祉学部コミュニティ福祉学科> 1) 地域を基盤とした実践能力の高いソーシャルワーカーを養成するために、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づいた教養教育及び専門教育並びにゼミナール教育に取り組む。	3実習の指導を協働して行った。初の介護実習は、3名の学生が履修し、実施した。ゼミナール教育においては年の年次進行とともに、地域を基盤としたソーシャルワークの実質化をめざし、近年の学修者のニーズをふまえ、魅力ある学科教育を実施した。	3 ※1)~3)		質問	・保健福祉学部コミュニティ福祉学科において、「地域を基盤としたソーシャルワークの実質化をめざし、近年の学修者のニーズをふまえ、魅力ある学科教育を実施した」とありますが、具体的な内容を教えてください。	近年、コミュニティ福祉学科では、入学者の進路ニーズに変化が見られ、福祉施設や医療機関に加え、地方自治体や社会福祉協議会など地域福祉の実践機関への関心が高まっています。こうした動向に対応し、「地域を基盤としたソーシャルワークの実質化」を教育の中心に据え、2025年度よりミクロ（個人・家族）、メゾ（地域コミュニティ）、マクロ（社会制度）の三つの視点をバランスよく取り入れた新カリキュラムを導入しています。地域社会の課題を実際に体験しながら学ぶ「コミュニティ調査実習」や、福祉施設・行政・NPOとの連携による「福祉実習」を導入し、地域密着型の実践的な学びを強化しています。さらにゼミナールでは、町内会の全国先進事例調査や地域行事の企画運営、福祉資源の調査などを通じて、学生が地域と連動した活動を展開し、実践力と広い視野を養う教育機会を提供しています。
26		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(3) 教育に関する目標を達成するための措置	P18	<保健福祉学部保健看護学科> 1) 2022年度に導入した新カリキュラムにより、1年次より地域で生活する生活者を知る実習を導入する。また、領域横断の考え方に基づく科目を設定し学生へ教授する。これら実施内容を検証し、必要に応じ見直しを継続する。	1年次に開講している「地域体験実習」は全員履修となった。9月6日に関連施設からの指導者を招き報告会を開催した。2025年度からの地域統合実習実習施設の確保と計画もほぼ完成し、2025年9月29日より開始する。	4 ※1)~2)		意見	・地域体験学習は地元を知る上で重要と思う。	実習は旭川市内の15施設で行っており、学生は事前学習として実習施設である保育園や学校、会社企業、地域包括支援センター、老人クラブ等の役割・機能・配置されている職種（専門職）や業務内容について調べて実習に臨みます。地元にある施設、会社企業がどのような理念や目的で設置され、地域の中で機能しているのかを知ることで、自分たちが学んでいる旭川についての理解を深め、関心を寄せるきっかけにつながっていると感じています。
27		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(3) 教育に関する目標を達成するための措置	P18	26と同	26と同	26と同		質問	・保健福祉学部保健看護学科で実施した「地域体験実習」は、選択科目であったわけではなく、2022年度から導入された新規の必修科目です。本実習は、看護の対象となる人々を生活者として理解するための、基本的な見方や考え方を知る初めての実習と位置付けています。地域社会に生きる人々の多様性を理解する第一歩となる実習であることから、社会の中で生活する人々、成長・発達し続ける人々を見ること、聴くこと、感じること、暮らしの中の健康を知ること等をねらいとし、学童期から高齢期までの様々な発達段階にある対象者と関わることができるよう旭川市内15施設において実習を行っています。学生と実習担当教員が施設に出向き、年代や職種、地域社会の中で役割をもつ人々と実際に関り、人々の暮らしと健康について見聞かし、感じた体験から、地域で生活する人々、看護の対象となる人々について学びを深める実習内容となっています。	
28	⑥	第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(3) 教育に関する目標を達成するための措置	P18	<大学院> 1) 学長が立ち上げた「大学院在り方検討会」で保健看護及び福祉分野の科目増設について検討を行う。	大学院における科目構成のアンバランスを是正すること、さらに保健福祉分野の充実を図る目的から、大学院の在り方検討委員会では保健福祉学部を基盤とした大学院研究科の新設を提起した。さらに大学院の在り方検討委員会での議題及び検討内容をまとめた最終報告書を作成し、3月21日の大学運営会議に最終報告書を提出するとともに、同会議で概要の報告を行った。	3 ※1)~3)		質問	・「大学院の在り方検討委員会での議題及び検討内容をまとめた最終報告書を作成」とあるがどのような内容か。 ・令和8年4月より新学部設置予定であるが、新学部の大学院について設置予定はあるのか。既存の地域政策研究科地域政策研究専攻との関係性について整理しているのか。	・「大学院の在り方検討委員会最終報告書」では本学大学院の科目構成が経済・経営分野と保健・福祉分野で著しくアンバランスであるとの問題意識の下で、いかに保健・福祉分野の科目担当者を増やし、研究指導体制を充実させるかに主眼を置いて、今後の大学院の方向性を検討した内容をまとめました。 ・本学としては新学部の設置が認可された場合、今後新学部を基盤とした大学院研究科の新設を検討したいと考えております。既存の地域政策研究科との関係性に関しては、今後の検討課題になると考えております。
29	⑥	第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(3) 教育に関する目標を達成するための措置	P18	28と同	28と同	28と同		質問	・「大学院在り方検討会」の課題と進捗状況を教えてください。報告書に記載されているのでしょうか。	・上記の通り、「大学院の在り方検討委員会最終報告書」では課題として、経済・経営分野と保健・福祉分野との科目間のアンバランスを解消することです。この最終報告書は今年3月21日に本学の大学運営会議で報告・了承され、その後各学部の教授会でも最終報告書の内容が報告されました。今後は最終報告書の提言に基づき、大学院の研究指導体制の充実を検討したいと考えております。

業務実績報告書に対する意見交換に係る事前確認事項 整理シート

No.	意見交換 事項	項目	R6業務実績報告書の内容			法人評価	評価委員会委員からの事前確認			公立大学法人旭川市立大学からの回答	
			頁数	R6年度計画	R6年度報告		委員名	分類	内容		
30		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(3) 教育に関する目標を達成するための措置	P19	＜短期大学部＞ 1) 本学の教育の特色であるゼミナールのあり方の見直し、及び学科の専門性を生かした教育内容の反映や初年次教育を取り入れた基礎ゼミナールへの改編など、各学科単位及び短大全体においても検討を行う。	食物栄養学科では、ゼミナールの専門性や学びのテーマ性・特徴をこれまで以上に明確に示した。ゼミナールの評価はこれまで担当教員に委ねられており、統一性に欠けていた。このため、評価項目と評価基準の指標となるルーブリックを設定し、評価の統一性を図った。また、評価基準を学生に開示した。幼児教育学科は、今年度より希望調査において第一希望として選択したゼミナールに必ず所属できるようにしたが、ゼミナールの在り方については引き続き検討を続けることとした。 福祉の専門的な知識ならびに技術を習得できる介護福祉士実務者研修修了生は7名であり学生数に対して28%を占める。	3 ※1)~3)		質問	・短期大学部において、ゼミナールの在り方に関する検討課題はどのようなものでしょう。 ・介護福祉士実務者研修修了生が7名で、全体の28%という数字は、多い方なのか、課題としているのでしょうか。	検討課題は以下となります。 ①ゼミの専門性を明確化し、丁寧な選択支援を行う ゼミの専門性を理解したうえで選択できるようにする。 学生に十分な検討時間を与えるとともに、進路や学習目的に沿った選択ができるよう支援体制を整える。 ②学生の希望を最大限考慮した配属の工夫 一定の配属の偏りにも対応できるよう、ゼミの定員や指導体制を検討。 ③ゼミ変更に関する取り扱い 現行制度では原則としてゼミの変更を認めていないが、やむを得ない事情が生じた場合に備え、所定の手続きを経て変更を可能とする制度設計について検討。 ④公平な評価に向けたルーブリックの導入 ゼミナールは教員ごとに指導スタイルや評価の観点が異なりやすいため、成績評価において公正性・透明性を確保するために、ルーブリック評価を検討。 ・実務者研修の履修については、本学の短期大学部の定員50名を前提とし、最大30名まで履修可能な上限を設けており、導入当初は履修率50%程度を目標とした。 令和6年度（現行年度）の履修率28%（7名）履修上限に対しては余裕があり、より一層、学生に対して福祉を学ぶ本研修の意義や将来的な資格取得の可能性、進路の選択肢の広がりについて丁寧に周知・啓発を行い、履修率の向上に努めたい。 なお、令和7年度については、現時点で17名が履修予定であり、履修率は49%となる見込みである。
31		第4 教育等に関する目標を達成するための措置	(3) 教育に関する目標を達成するための措置	P19	＜幼児教育学科＞ 1) 演習科目を中心に検討・見直しを行った新カリキュラムを令和6年度入学生から運用する。	主に演習1単位科目の授業回数を15回から8回に縮小するなど、専門科目のスリム化を行い、今年度入学生より新しいカリキュラムを運用している。8回化した科目が増えたことによって、従来の授業回数15回を前提とした時間割では授業日程を組むのが難しいため、各期（前期・後期）をさらに8回ずつ「前半」「後半」と分けて時間割を編成した。	4 ※1)~3)		質問	・演習科目を15回から8回にすると、0.5単位となるのでしょうか。	1単位のままとします。「1単位」は、概ね45時間の学修を必要とする内容をもって構成されなければならないので、実際の「授業時間」だけではなく、予習・復習などの自学時間も含めて45時間になるように設計しています。
32	㊦	第5 研究に関する目標を達成するための措置	・	P21	1) 地域課題の発見・解決に資する研究活動の向上を目指し、自治体ならびに企業と締結している既存の社会連携協定の再締結を実施するとともに、1市8町の自治体ならびに域内企業との包括連携協定の締結を進める。本学が締結した自治体、企業、文化団体等が連携し、地域の活性化に向けた協働事業を加速するために、地域連携研究センター主催「地域連携研究事業懇話会」（仮称）等を組織し、包括連携協定締結先との連携を深め、協定締結先との対話から、地域連携研究センターに求める「研究ニーズ」を収集する。 2) 本学の研究力を高めることを目的として、本学地域連携研究センター主催・拠点となる「地域づくり政策研究会」（仮称）の立ち上げを検討し、市民・地域団体組織・自治体・道内大学・域内企業・地元金融機関・関係学会等との連携の下で定期的に勉強会・研究会を重ねることにより、官学金地のネットワークづくりと強化を目指す。	上川中部圏域1市8町の自治体並びに4つの企業及び北海道文教大学と包括連携協定締結を完了した。新規7件、再提携6件となった。 包括連携協定締結の際、協定締結先の担当者との対話から、本学の研究者に求める「研究ニーズ」を収集し、それを協議書として明記、具体的な教育研究事業計画を相互に確認し締結に至った。協議内容において、今後本学地域連携研究センターが主催する「地域連携研究事業懇話会」（仮称）について協力を打診しており、次年度以降進めることを周知した。	3 ※1)~6)		意見	・上川中部圏の課題発見・解決に対し、地域のシンクタンク機能を高めるべき。	・地域連携研究センターでは、本学が地域社会の「知の拠点」としてシンクタンク機能を果たすことを目指し、研究力の向上に取り組んでいます。現在包括連携協定を締結している自治体自治体、企業、大学、金融機関などと連携し、定期的な勉強会・研究会を通じて「産官学金地」のネットワークを構築・強化することが、最終的に地域の課題解決とシンクタンク機能の向上につながるかと考えています。なお、特に重要なのは、「研究ニーズの収集」と「ネットワークの構築・活用」であり、以下のような具体的な取り組みを進めていきます。 1．地域ニーズの可視化とデータベース化 ・「地域連携研究事業懇話会」（仮称）や「地域づくり政策研究会」（仮称）で得られた課題・要望を体系的に整理 ・地域課題データベースの構築と公開 2．実践的研究プロジェクトの推進 ・地域課題に即した共同研究の立案・実施 ・学生・教員・地域住民の協働によるフィールドワーク 3．成果の発信と政策提言 ・年報や報告書の発行（例：地域連携研究センター年報） ・地域シンポジウムや公開講座の開催 4．人材育成と地域貢献 ・地域課題に取り組む人材の育成（大学院との連携） ・地域団体や企業とのインターンシップ・実習の推進
33	㊦	第5 研究に関する目標を達成するための措置	・	P21	32と同	32と同	32と同		意見	・短期間に上川中部圏域1市8町の自治体、4企業1大学との連携協定を締結したことは、特筆すべきと思われる。	・旭川市立大学地域連携センターは、短期間で上川中部圏域をはじめとする1市8町の自治体及び複数の企業・大学間との連携協定を締結した実績を礎に、これらの連携を一層深化・発展させることを目指しています。地域課題の発見と解決に資する研究活動をさらに推進するため、包括連携協定の積極的な活用と「地域連携研究事業懇話会」（仮称）等の対話の場を通じて、地域の声を丁寧に拾い上げ、実効性ある研究へと結びつけてまいります。また、「地域づくり政策研究会」の設立を通じて、官・学・金・地の連携を強化し、地域社会とともに持続可能な未来を築くことを目指します。地域に根ざした大学としての使命を果たし、地域とともに歩む研究拠点としての存在感を一層高めていく決意です。
34	㊦	第5 研究に関する目標を達成するための措置	・	P21	32と同	32と同	32と同		質問	・1市8町の自治体ならびに域内企業との包括連携協定を締結されるなど、地域に根ざす公立大学として取組を進められていることは大変望ましい状況であると認識しています。「地域連携研究事業懇話会」を組織するということですが、具体的な検討状況をお知らせください。	・「地域連携研究事業懇話会」（仮称）については、協定締結の際に手交した双方間での「協定書」及び「教育研究連携計画書」の内容を地域連携研究センター運営会議で確認のうえ、地域連携研究センター運営委員（教員）による各連携先専属担当制のもとで、懇話会の目的・構成・運営方法等に関する基本方針の整理を進めております。連携協定を締結した自治体・企業・団体との意見交換を重ね、現在、地域課題の共有と研究ニーズの把握を主眼とした対話の場として、年2回程度の開催を想定し、自治体職員や企業担当者、学内研究者が参加する形式を検討中です。また、懇話会で得られた地域ニーズをもとに、研究テーマの創出や共同事業への展開を図る仕組みづくりも並行して進めております。地域との協働を加速させるため、今後も関係機関との連携を強化し、実効性ある懇話会の立ち上げに向けて着実に準備を進めてまいります。

業務実績報告書に対する意見交換に係る事前確認事項 整理シート

No.	意見交換 事項	項目	R6業務実績報告書の内容				評価委員会委員からの事前確認			公立大学法人旭川市立大学からの回答
			頁数	R6年度計画	R6年度報告	法人評価	委員名	分類	内容	
35	⑦	第5 研究に関する目標を達成するための措置	P21	32と同	32と同	32と同		質問	・地域課題の発掘、特色ある研究課題、社会実装に繋がった研究内容等について記載していただきたい。 ・町内会組織率の低下や役員の高齢化、担い手不足により地域活動が停滞し、地域コミュニティの存続が危ぶまれるなか、旭川市と旭川市立大学は2024年に包括連携協定に基づく受託研究契約を締結。「地域活動先進地調査報告業務」として、大野剛志教授研究室（地域社会学）が全国の自治会・町内会の先進事例調査と、持続可能な町内会をテーマとしたシンポジウム開催を実施しました。 研究成果は2024年8月の「北海道町内会連合会主催研修会」で全道の町内会連合会及び社会福祉協議会職員と町内会運営先進地のノウハウが共有され、現在、全道各地での地域運営に活用されています。 2025年1月には旭川市地域活動推進課が窓口となり開催した「旭川市市民委員会連絡協議会主催研修会」でも成果が紹介され、市内の町内会運営に反映されています。 さらに、2025年2月には、市民公開を目的とした「旭川市立大学地域連携研究センターシンポジウム」を地域連携研究センターと旭川市との主催、一般財団法人 北海道開発協会の協力付で開催しました。基調講演、調査報告、パネルディスカッションの三部構成で行われ、定員70名に対し参加募集締切後も申込が殺到する盛況ぶりでした。パネルディスカッションの報告者は、道内の第一線研究者を招聘できたことにより、市民に向けて本学地域連携研究センターの存在を広く発信するとともに本学の研究力を社会にアピールできました。	
36		第5 研究に関する目標を達成するための措置	P21	3) 日本学術振興会による「科学研究費助成事業」のほか、民間財団等の研究費助成等、外部資金獲得の情報を地域連携研究センター事務室が収集し、教員に提供する。また、本学には現在、外部機関団体との「共同研究」「受託事業」に関する具体的制度と規程が未整備であるため、地域連携研究センター運営会議でこれら外部資金の受入制度の検討及び研究者へのサポート体制作りをを速やかに進める。	研究助成・外部資金の公募情報については、メール等で情報が得たものについては随時、全教員に情報提供を行った。研究助成・外部資金の公募に7件の応募があった。また、共同研究・受託研究の規程について、整備・策定を行った。	32と同		意見	・科研費、その他の研究費に関しては、応募件数だけでなく、採択件数も記載してはどうでしょうか。記載しにくいでしょうか。 ・評価委員会委員からのご意見のとおり、科研費やその他の外部研究費については、応募件数だけでなく採択件数も併せて記載することが、研究活動の実績や競争的資金獲得状況を正確に示すうえで重要であると認識しております。 地域連携研究センター事務室では、科研費や受託研究の採択テーマについては、『旭川市立大学地域連携研究センター年報第1号』から概要を掲載し、社会への情報公開に努めております。また、採択件数は大学運営会議でも共有されていますが、ホームページ等を活用した一般公開体制は不十分であると認識しております。評価委員会委員からのご意見を踏まえ、研究力の可視化と外部への説明責任を果たす体制づくりに向けて、採択件数の公開について、地域連携研究センター事務室で進めてまいります。	
37		第5 研究に関する目標を達成するための措置	P21	全体	—	—		意見	・設置準備委員会において、「多くの教員が研究の重要性を認識していますので、今後、学会誌や英文による学術論文発表により、研究成果を広く公表される努力を期待します。」とコメントしました。研究成果や博士人材、科学研究費申請・取得など、研究面の取り組みは、さらに成果を求めたいと思います。 ・設置準備委員会からのご意見を真摯に受け止め、研究成果の社会的発信と学術的貢献の両面において、さらなる向上を目指してまいります。多くの教員が研究の重要性を認識しており、地域連携研究センターでは、今後学会誌や英文による学術論文の発表を積極的に推進し、研究成果の広範な公表に努めます。また、博士人材の育成や科学研究費の申請・取得に向けた支援体制の強化を図り、研究力の底上げを目指します。地域連携を基盤とした実践的研究とともに、全国・国際レベルでの学術的評価にも耐えうる研究活動を展開し、地域に根ざしながらも広く社会に貢献する公立大学としての使命を果たしてまいります。	
38		第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置	P22	1) 地域連携研究センターが拠点となり、本学が締結した自治体、企業、文化団体等が連携し、地域の活性化に向けた協働事業を開始する準備として、地域連携研究センター主催「地域連携研究事業懇話会」（仮称）を組織するため必要な予算組を行う。	包括連携協定の締結に向けて訪問を積極的に行い、繋がりを構築した。包括連携協定に関しては、締結済のところについては、今後に向けて、包括連携協定を皮切りとして、ニーズ等を聞きながら、さらに繋がりを強固なものとして、検討している「地域連携研究事業懇話会」の設置に向け調整を行った。	3※1)~5)		質問	・1市8町の自治体ならびに域内企業との包括連携協定を締結されるなど様々な地域連携を進められているところですが、包括連携協定締結などに当たって大学に対する地域からのニーズについて把握していることがあればお聞かせください。 ・包括連携協定の締結にあたり、旭川市立大学地域連携研究センターでは、協定先から本学の研究・教育に対するニーズを聴取いたしました。そのなかで共通して挙げられたのが「地域人材の流出に対応する人口減少対策」でした。 本学の学生が講義やフィールドワーク、ゼミ、インターンシップ、ボランティア活動などを通じて当該地域（自治体）と定期的に関わることで、地域の魅力を理解し、「関係人口」として地域に継続的に関与する可能性が高まります。こうした関わりが、将来的な就職や移住・定住につながることも期待されており、大学の正課・課外活動が地域の人口減少対策に寄与する重要な方法・手段となり得ると考えております。	
39		第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置	P22	3) 栄養士・保育士・幼稚園教諭・看護師・保健師・介護福祉士・社会福祉担当職員のためのリカレント教育を実施する。	幼児教育学科では3講座の連続講座を行った。次年度は20講座の連続講座を行うこととなった。食物栄養学科ではAEL事業と共催し「たべる力を支える栄養士」と題し現場栄養士に限らず一般市民からの参加もあり、アンケート調査では今後の参考となる意見が集まった。	39と同		質問	・栄養士・保育士等に、リカレント教育を実施していますが、その目的と、将来の方向性について構想を教えてください。例えば、卒業生を対象とした離職率の抑制につなげる、新規の大学院専攻の設置へ展開する。など。 食物・保育の両学科において、栄養士・保育士としての専門性を高め、地域社会に貢献できる人材の育成を目指しリカレント教育（学び直し）の充実を重要な柱の一つとして位置づけています。幼児教育学科は、少子化や多様化する子育て環境の中で、保育者には柔軟かつ高度な対応力が求められており、現場で活躍する保育者が継続的に学びを深める機会の提供は、地域全体の子育て支援力の向上にもつながりたいと考えており、食物栄養学科では、高齢化への食支援を含め、幅広い世代や環境に対するアプローチの重要性や具体的方法を深化させることを目指している。充実させることにより、専門職の理解を深め、結果離職率の抑制に繋がることも視野に入れています。	

業務実績報告書に対する意見交換に係る事前確認事項 整理シート

No.	意見交換 事項	項目	R6業務実績報告書の内容				評価委員会委員からの事前確認			公立大学法人旭川市立大学からの回答
			頁数	R6年度計画	R6年度報告	法人評価	委員名	分類	内容	
40	㊦	第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置	P23	【指標】 ・「研究会・公開講座・シンポジウム」の組合せでの開催目標：2 回以上	公開講座は計6回開催。 AEL共催事業講演会2回開催し、（6月・10月）各200名参加 短期大学の公開講座は約50名参加 経済学部公開講座は3回とも約60名参加 研究会は1回（約20名参加） シンポジウムは1回（約70名参加） 研究会・公開講座・シンポジウムの組合せでの開催目標2回以上を上回って実施することが出来、参加者達の感想としては「とても満足」「勉強になった」旨の好評の声が集まった。 図書館 ・学外利用者数671名（前年度449名） ・学外利用登録者数99名（前年度89名）	3 ※5指標		質問	・地域の課題発見・解決を目的として、各種の研究教育事業が進められています。市民を対象とした公開講座、高校生や小中学生を対象とした出張講座が多数開催され、旭川市立大学の存在感を示している点では評価されます。一方で、地域ニーズに応じた研究がどのように進められ、研究の成果が地域の活性化にどのように活用されたのか、事例を紹介していただきたい。	・旭川市と旭川市立大学は2024年に包括連携協定に基づく受託研究契約を締結。「地域活動先進地調査報告業務」として、大野剛志教授研究室（地域社会学）が全国の自治会・町内会の先進事例調査と、持続可能な町内会をテーマとしたシンポジウム開催を実施しました。 研究成果は2024年8月の「北海道町内会連合会主催研修会」で全道の町内会連合会及び社会福祉協議会職員と町内会運営先進地のノウハウが共有され、現在、全道各地での地域運営に活用されています。 2025年1月には旭川市地域活動推進課が窓口となり開催した「旭川市市民委員会連絡協議会主催研修会」でも成果が紹介され、市内の町内会運営に反映されています。 さらに、2025年2月には、市民公開を目的とした「旭川市立大学地域連携研究センターシンポジウム」を地域連携研究センターと旭川市との主催、一般財団法人 北海道開発協会の協力付で開催しました。基調講演、調査報告、パネルディスカッションの三部構成で行われ、定員70名に対し参加募集締切後も申込が殺到する盛況ぶりでした。パネルディスカッションの報告者は、道内の第一線研究者を招聘できたことにより、市民に向けて本学地域連携研究センターの存在を広く発信するとともに本学の研究力を社会にアピールできました。
41	㊦	第6 地域貢献に関する目標を達成するための措置	P23	全体	—	—		質問 意見	・地域貢献に関して、様々な取り組み行われていますが、地域からの要望を受けて、学内のシーズを使いながら、成果としての研究推進や自己収入の獲得には運動していないと思われます。広報活動の一環で、将来の受験生確保につながるという見方もできますが、「研究」と「地域貢献」のバランスが気になります。	本学の地域貢献活動は、必ずしも研究費や自己収入に直結するものばかりではない。ただし地域に根ざした実践的教育と人材育成を重視しており、各教員・学生による多様な地域連携は、教育成果として大きな意義を持つと考えている。こうした活動の中から、将来的な研究テーマや連携も生まれており「教育・地域・研究」の相乗効果を意識した取り組みへと発展しつつある。今後は、活動成果の可視化や評価の工夫を通じ、より持続可能で発展的な地域貢献を目指していきたい。（短大副学長） ・本学では、地域貢献活動において地域からの要望に応える形で様々な取り組みを展開してきました。しかしながら、現状では学内の研究シーズを活用しつつも、研究成果の創出や自己収入の獲得といった研究推進との運動が十分とは言えない状況にあります。広報活動の一環として、地域との関わりが将来的な受験生確保につながる可能性もある一方で、「研究」と「地域貢献」のバランスについては、今後の重要な検討課題と認識しております。今後は、地域貢献活動を研究活動と連携した戦略的な展開へとシフトし、地域課題の解決に資する研究プロジェクトの創出や、外部資金の獲得につながる仕組みづくりを進めてまいります。具体的には「受託研究事業」と「共同研究」の受入の増大を目指した支援体制の強化です。これにより、地域貢献と研究推進の両立を図り、大学としての社会的責任と学術的価値の向上を目指します。（地研所長）
42	㊦	第7 国際交流に関する目標を達成するための措置	P24	1) 連携協定を締結している大学との交換留学をはじめとする留学生の派遣・受入の実現化に努める。またコロナ禍前に行われていた交流事業の再開の実現化に向けて協議を行う。	10月に旭川・水原市姉妹都市連携35周年記念事業に、韓国水原市を訪問した。水原大学校とは協定再締結、京畿大学校とは新たに連携協定を締結した。学長を筆頭とした教職員の水原市訪問団結成し、大学、短大の学生を1名ずつ派遣した。これを機に新たに学生の海外派遣のための助成制度も設けた。両大学の学生同士が現在も交流が続いており、交流再開のきっかけとなった。韓国訪問団に参加した学生2名は、3月に開催した全学教育活動報告会において、活動内容を振り返り、報告を実施した。 冬季ショートステイには1名の希望者があったが、最小催行人数に達しなかったため実施を見送った。また、春学期の交換留学（派遣・受入）を希望する学生はいなかった。	3 ※1)～2)		質問	・インターンシップを含め、留学生の受入はなかったのでしょうか。	2024年度は留学生の受け入れは有りませんでした。まずは昨年度再締結した水原大学とのつながりから、留学生の受け入れを準備していきたいと思います。
43	㊦	第7 国際交流に関する目標を達成するための措置	P24	42と同	42と同	42と同		意見	・海外に留学する学生支援の為、大学としてもそのノウハウを蓄積すべき。	海外の連携協定締結も一歩ずつ進めており、今後他大学の動きや対応を調査しつつ、ノウハウを確立していきます。
44	㊦	第7 国際交流に関する目標を達成するための措置	P24	42と同	42と同	42と同		質問	・韓国・水原大学との協定再締結、京畿大学との協定新規締結を進められ積極的な取組が進められているものと認識しており、新たに海外派遣に係る助成制度を設定するなど対応がなされていることは評価できる。一方で、ショートステイや交換留学の希望自体がないなど具体的な連携には課題があるように見受けられるが、現時点での課題とその対策の方向性について教えてください。	・希望者が伸び悩んでいる背景には、コロナ禍を経験した若年層の海外渡航に対する意識の変化も影響しているようです。今後は、ショートステイや交換留学への関心を高めるため、大学間での文化交流や学生間の接点づくりを重視し、段階的に海外派遣の裾野を広げる「種まき」の期間と捉えており、今年度は韓国水原女子大学へ学生十数名が訪問し、現地学生との交流を行う予定です。交流を通じて、学生の関心を喚起し、次年度以降に繋げたいと考えています。 ・現在の大学の助成制度では、経済的理由でに参加困難とする学生が多く、学生の希望に沿った連携協定の締結を進め、受け入れ態勢の整備も整える必要があると考えています。
45		第7 国際交流に関する目標を達成するための措置	P24	42と同	42と同	42と同		意見	・「大学の理念に掲げる国際的な視野を有した人材の育成」を達成するためには、国際交流事業は重要です。令和6年度については、留学生の受け入れ、あるいは学生の海外派遣が十分とは言えない結果になったようです。ネックになっているのが、協定校の少なさ、費用負担の問題、単位認定、などあると思いますので、課題を解決して事業が発展することを期待します。	ご意見ありがとうございます。課題を一つずつクリアし、本学理念を達成できるよう、取り組んでいきます。

業務実績報告書に対する意見交換に係る事前確認事項 整理シート

No.	意見交換 事項	項目	R6業務実績報告書の内容				評価委員会委員からの事前確認			公立大学法人旭川市立大学からの回答	
			頁数	R6年度計画	R6年度報告	法人評価	委員名	分類	内容		
46	㉑	第7 国際交流に関する目標を達成するための措置		P24	2) 東川町立日本語学校やAFS（公益財団法人 AFS日本協会）との連携を拡大し、相互支援、理解、発展の機会とする。さらに国際交流サークルとも協力して、地元の外国人留学生との関係を築き、交流事業を支援する。旭川ユネスコ協会が主催する「外国青年日本語主張発表会」にて共催として運営に参加する。また留学生の参加を促すとともに参加のためのサポートを行う。	旭川ユネスコ協会主催「外国青年日本語主張発表会」に共催とし運営に参加するとともに、当日は国際交流サークルの学生も観覧した。終了後には、参加した学内外の留学生や関係者との交流会をサークルが主催し、軽食を取りながら、会話など交流を楽しんだ。また1月にサークルでは交流会に参加したみなさんと連絡を取り新年会を開催した。日本文化の「宝引き」などを外部の方から学んだり、国籍、年齢を問わず、地域の方と交流をした。	42と同		意見	・学生サークルの活動が、実施状況に記載されていますが、大学としての取り組みとしては不十分だと思います。	海外の大学との協定の再締結など行われていることから、長期・短期も含めて留学生交流を行っていきたいと考えています。またバディ制度導入の提案等もあり、他大学の制度等を参考にし、学生（留学生）支援のあり方から考え、次年度以降は、中期計画を上回る内容でも年度計画に盛り込んでいこうと思います。
47	㉒	第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		P25	1) 理事長及び学長の迅速な意思決定と円滑な業務執行を確保するとともに、理事会、経営審議会及び教育研究審議会における効率的・機動的な審議に資するために設置されている「大学運営会議」を引き続き機能させる。	大学運営会議は、全17回開催。月1回の定例会議に加え、必要に応じて臨時に開催した。協議事項はじめ、全学で共有すべき事項について随時情報共有を行っている。協議の内容と議事の内容について、各教授会で共有を行い、円滑に業務執行を確保した。	3 ※1)~2)		意見	・運営会議の他、各種委員会の見直しを精力的に進めてきたことは評価に値する。	7月の大学運営会議で、大学学部・短大を横断する4つの委員会（入試・教務・学生支援・キャリア支援）の全学委員会化を整理し、動き出したところです。全学の共通する事項についての平準化及び底上げを目的に、スタートしたところです。
48	㉒	第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		P25	47と同	47と同	47と同		質問	・前回、学長のリーダーシップは発揮されているということでしたが、6年度も順調でしょうか。	公立化移行3年目であり、進めているところです。
49		第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		P25	1) 新学部設置を見据え、各課分掌について整理し、適切に公立大学法人を運営できるよう、事務組織の再編についての検討を行う。	全学委員会発足に伴い、各課事務分掌の整理を、新学部設置に伴う事務組織の再編を見据えながら、年度をまたいで実施することとしている。	3 ※1)~3)		質問	・新学部における学びの柱に「地域との連携」とあるが、既存の地域連携研究センターとの役割分担についてどのように考えられているのかをお知らせください。	・新学部における「地域との連携」は、教育課程の中で地域課題に主体的に関わる力を育成することを目的としています。一方、地域連携研究センターは、全学横断的に地域との社会連携及び協働を推進し、研究活動や社会貢献の基盤を整える役割を担っています。 今後は、新学部が教育及び研究面で地域連携の実質的な実践を提供し、地域連携研究センターがその教育・研究活動を研究・社会連携の側面から支援・発展させるという形で、役割を明確に分担していく予定です。学部組織と地域連携研究センターの両者（両組織）が連携することで、教育と研究の相乗効果を生み出し、地域に根ざした人材育成と課題解決に貢献してまいります。
50		第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		P25	2) 人給システム・財務会計システムを基軸とした運用を進め、決裁システムの運用を見直し、ペーパーレスを目指す。	公立化2年目となり会計部分についてはシステムを基軸とした運用は教職員におおむね周知することができた。しかしペーパーレス化については証憑書類のデータ化、保存方法について検討し、システムの改修も必要なことから未達成である。勤怠・休暇申請は、ほぼペーパーレスとなっているが、添付書類が必須である申請類については、システム非対応のため、システム改修の必要があることから未達成となっている。	49と同		質問	・事務機能のデジタル化について、人件費抑制という観点よりも、効率化を図り、働き方改革に対応するために重要です。進捗状況を教えてください。	「事務機能のデジタル化」という観点では、年度報告のとおり、事務局内での進捗はあまりありません。日常業務等においてクラウドサービスであるOffice 365の活用（TeamsやSharePointOnlineやForms等）を、各課ごとに進めているところであり、作業効率化に向け一歩ずつというところではあります。
51	㉓	第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		P25	3) 教育研究活動の支援など、教職連携を進めるためSD研修会を計画的に開催する。北海道FDSDフォーラム及び公立大学協会主催の研修会へ教職員を派遣する。	短期大学においては、11月に「発達障害や精神的な困難を抱える学生に対する教育的支援のあり方」としてFDSD研修会を実施した。具体的な学生への関わり方や支援体制について学ぶ機会となった。 ＜事務職員の研修会派遣実績(Web含)> 4月15日 公大協基礎研修/web：6名参加 7月18-19日 公大協中堅職員セミナー/東京国際交流館 プラザ平成：1名派遣 7月31日 公短協事務職員中央研修会/web：5名参加 9月5-6日 公大協大学職員セミナー/国立オリンピック記念青少年総合センター：2名派遣 12月5-6日 令和6年度北海道地区大学SD研修「大学職員セミナー」/北海道大学：3名派遣 ＜全体的な教員への研修＞ 日本学術振興会「研究」倫理eラーニングコース：退職した1名を除きすべての教員が受講済	49と同		意見	・教職協働は、大学によって捉え方が違うようですが、両輪として大学教育を運営していくためには必要です。研修会派遣の実績では、不十分だと思います。	ご指摘の通り、研修会派遣の実績のみでは教職協働の推進に十分とは言えず、今後はより体系的かつ継続的な取り組みが求められると考えています。 。なお、これまで実施してきた研修ついて、教員向けに企画されたものであっても、事務職員も積極的に参加しており、教職員が共に学び、意見を交わす場として一定の成果を上げてきたものと認識しています。 今後は、教職協働をテーマに含んだ研修の実施もFDSD委員会や事務局で検討し、教職員双方の理解と連携を一層深める機会を創出していきます。
52		第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		P25	1) 学長直属の教員人事評価システム検討委員会において、公正な人事評価システムの構築を行う。	1) 教員人事評価システム検討会をたちあげ1年間、議論し、3月に報告書を発行した。 各学部学科での授業の持ちコマや校務の在り方等、基本データ・評価分野方法等を検討。8月に「教員人事評価検討委員会中間報告」を作成。各学部学科、各教員に授業負担（コマ数の捉え方）や委員会の使命、適正な委員の数等を検討した。次年度試行することとなった。特に地域活動のあり方、評価方法について議論があり、試行のなかで、見直しが必要な点について改善をしていくこととなった。	3 ※1)~3)		意見	・人事評価システムは重要だと思うが、本人の納得性など慎重な運用が求められる。	人事評価は基本的に教育業績および研究業績を基本に、社会貢献および大学運営への寄与を加味しています。2025年度は試用期間として複数回人事評価を行い、そのたびに評価基準を見直し、2026年度からの本格的な評価につなげていく予定です。 評価基準の見直しには、教員自身の評価に対する要請を一部受け入れる予定であり、一方的な判断基準とならないように整備する予定です。
53		第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		P25	2) 事務職員の人事管理にあたり、各職員の能力・適性等を勘案し、異動を適切に実施する。高等教育機関の職員として確実なスキルを身に着けるために事務職員研修会を計画的に実施する。 3) 働き方の変化に対応した柔軟で多様な人事制度の構築のため、教職員人事に関する諸規程を見直す	2) 事務職員の人事管理については、日常業務及び将来的な展望等について、理事長面談を行った。理事長面談等を勘案し、異動を実施した。 事務職員の研修については以下のとおりである。 ＜事務職員研修実績＞8月28日開催テーマ：公立大学法人における個人情報保護として事務職員研修会を実施。11月21日開催短大FDSD委員会主催：発達障害や精神的な困難を抱える学生に対する教育的支援のあり方についての研修を実施。1月24日開催の人権擁護委員会、大・短FDSD委員会主催：ハラスメントに関する研修を実施。	52と同		質問	・教員（教授・准教授等）に定員及び昇進基準はあるか。	教員数に定員は無い。昇任(昇進)基準は各教育研究組織において学部ごとに基準を定めています。
54		第8 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		P25	53と同	53と同	53と同		質問	・人事評価システムの進捗状況を教えてください。また、評価結果の反映は、どのようにお考えでしょうか。昇任、昇給、インセンティブ付与、など。	人事評価システムを2024年度末に構築しましたが、最終的に教員個人毎の評価については検討が必要と判断し、2025年度内に複数回人事評価を実施し、教員の評価基準を決定し、2026年度より本格的に実施する予定です。 人事評価結果をどのように反映させるかについては、現状では決まっていますが、2025年度末に評価基準の決定後、その運用について議論する予定です。

業務実績報告書に対する意見交換に係る事前確認事項 整理シート

No.	意見交換 事項	項目	R6業務実績報告書の内容				評価委員会委員からの事前確認			公立大学法人旭川市立大学からの回答	
			頁数	R6年度計画	R6年度報告	法人評価	委員名	分類	内容		
55		第9 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	(1) 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	P26	1) 外部資金への各教員・学部別の応募状況、採択及び獲得額の状況、資金獲得に向けたサポート状況を整理し、外部資金の状況について公表する。	受託研究費等取扱規程及び共同研究取扱規程を整備し、学部資金受け入れの体制を整備した。 外部資金の公募情報については案内が届き次第、随時全教員に向けTeamsで配信しているが、採択状況の公表については採択状況の学内整理にとどまり実施できなかった。科研費補助事業の研究成果について、2025年4月以降に新たに行う公募より論文の即時オープンアクセス化が義務付けられ、根拠データの管理も求められている。本学図書館リポジトリの整備が喫緊の課題であるため、図書館をはじめとする学内関係者に情報提供を行った。	3 ※1)-2)		質問	・オープンアクセスと図書館リポジトリの整備は、喫緊の課題という認識ということですが、進捗状況を教えてください。	現在旭川市立大学リポジトリでは、本学発行の紀要を全文公開しています。今後は大学教員による他の研究成果を含めた公開を目指し、必要な規程の整備を行う準備中となっています。
56		第9 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	(1) 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	P26	2) 寄附金を確保するため、寄附金募集に係る広報活動を行うとともに、同窓会組織や産業界等へ協力を依頼する。	寄附の様式の整理等を行った。広報活動はHPに掲載し、同窓会総会での配付等を行った。	56と同一		質問	・寄附金の集まり具合はいかがでしょうか。同窓会との連携がポイントになると思います。	2024年度の寄附金額は前年度比で微増となりましたが、広報活動については十分な体制を整えることができませんでした。今年度は新学部設置を契機として、同窓会をはじめとする関係団体との連携を強化し、寄附募集活動を積極的に推進したいと考えております。
57		第9 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	(2) 経費節減に関する目標を達成するための措置	P26	1) 全教職員がコスト意識を持つよう定期的に会議や学内メール等で認識統一をはかるとともに、教育水準の維持向上に考慮しながら予算配分の見直しに取り組む。	学内で使用の多いエネルギー源である、電気・ガスの使用料をホームページに公表した。特にエアコンの消し忘れの多い夏季期間は、1日1回、事務職員で校舎全体の教室・廊下の見回りを行い、電気・冷房などの消し忘れ確認を行った。	3 ※1)-3)		意見	・コスト意識を持ち、省エネを推奨し、可能な限り経費節減に努めている様子がうかがえます。気候変動による最近の高温化、沸騰化には、エアコンの温度設定も悩ましいところです。	エアコンの温度設定は27度を推奨しています。 エアコン使用・設定温度等省エネについての注意をメールで通知するとともに職員による校舎内の見回りを毎日行うことにより電気・エアコンの消し忘れを防ぎ、引き続き経費節減に努めていきます。
58		第10 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置	(1) 自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置	P27	2) 教育研究活動及び業務運営の質保証の一環として、授業評価・授業改善計画及び学生の成績評価（GPA）をホームページに公表する。	大学・短大ともに、授業評価・授業改善計画、GPAを公開した。	3 ※1)-4)		質問 意見	・授業評価の実施、結果の反映は、計画通りに進んでいると思われます。授業の改善が大きな目的ですが、評価の高い教員への学長賞（賞金あり）や人事評価システムへの反映などはありますか？	学生のアンケートによる授業評価は教員の教育に関する評価基準の一つであるが、担当総時間、担当学生数など、他にも教育に関する評価基準が存在しています。また、本学における教育の内容や多忙さは学部・学科毎の事情に依るため、授業評価だけを抽出し教員の人事評価の基準とすることはせず、これらを総合的に判断しました。。
59		第10 自己点検・評価及び情報公開に関する目標を達成するための措置	(2) 情報公開に関する目標を達成するための措置	P27	1) 入試に関する情報を速やかに公開する。	「入学案内パンフレット」や「2025（令和7）年度入学者選抜要項」を本学HPに掲載し、試験方式や受験科目など、高等学校及び入学希望者等に向けて公開した。また、2026（令和8）年度の入学者選抜より試験制度の一部変更を予定しており、変更内容をHPにて公開した。	3 ※1)-3)		意見	・情報発信は、対象者に合わせて、SNSを使い分ける必要があるようです。若い人たちは、HPには関心がないようなので、YouTube や instgagram で動画配信するのが効果的だそうです。	ご意見ありがとうございます。入試広報課では、2024年度instagram等も活用し発信を始めています。 https://www.instagram.com/asahikawacityuniversity/ リール閲覧数平均3,000程度、投稿いいね数平均70程度となっており、学生のキャンパスライフや、入試・オープンキャンパス情報なども発信しています。
60		第11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	(1) 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置	P28	1) 法令遵守及び人権の尊重をテーマとしたSD研修をオンラインでの実施も含めて計画・実施し、社会規範の遵守の徹底を行う。	1月24日に人権擁護委員会・大学短大FDSD合同委員会の主催で、講師に橋本幸太郎弁護士を招聘し、全教職員を対象に、セクハラ・パワハラ・アカハラを含むハラスメント全般に関する研修会を開催。当日欠席者にはオンデマンドで動画配信を行い、全員の視聴を目指した。86.5%の教職員が参加。	3 ※1)-2)		質問	・ハラスメントに関する研修会は必須です。また、発生した時の対応も重要で、間違えると大変です。外部に窓口を置いたり、個人情報を加味した上の対応体制の整備はいかがでしょうか。	本学では、ハラスメント防止に向けた取組みを重要な課題と捉え、教職員および学生を対象とした研修を定期的に実施しています。特に、ハラスメントが発生した場合の対応については、迅速かつ適切な対応が求められることから、学内規程に基づいた体制を整備している。学内規程及び体制については、関係法令の改正状況や過年度の運用実績、他大学のハラスメント防止の体制を参照し、定期的に改正を実施としています。 。現在、外部に専用の相談窓口は設けていませんが、今後、外部窓口として法務省の「みんなの人権110番」や「インターネット人権相談」等への案内を周知する予定です。また、本学のハラスメント対応においては、必要に応じて外部の有識者を含む調査委員会を設置できる体制を整えており、客観性と専門性を確保した対応が可能となっています。 個人情報保護については、改正個人情報保護法に沿って改正した本学個人情報保護規程に基づき、守秘義務や要配慮個人情報の取扱い等、同規程との整合性を確保したハラスメント防止体制を構築しています。 今後も、制度の継続的な見直しと啓発活動を通じて、学生・教職員が安心して学び、働ける教育環境の維持・向上に取り組んでいきます。
61		第11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	(1) 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置	P28	2) 改正した「研究倫理審査規程」に基づき、研究公正推進委員会が中心となり、研究倫理研修会を開催し、研究倫理審査の必要性和申請方法を教員と大学院生に周知し、研究活動における不正行為の防止に取り組む。（適宜研究を行う学部生にも研修等を行う）人権擁護委員会は、人権擁護のための研修等を実施し、学生及び教職員への啓発活動を行う。	1月24日に人権擁護委員会・大学短大FDSD合同委員会の主催で、講師に橋本幸太郎弁護士を招聘し、全教職員を対象に、セクハラ・パワハラ・アカハラを含むハラスメント全般に関する研修会を開催。当日欠席者にはオンデマンドで動画配信を行い、全員の視聴を目指した。86.5%の教職員が参加。	60と同一		質問	・新入生や在学生を対象としたオリエンテーションには、未成年の飲酒、交通事故、覚せい剤、ヤミバイト、カルト集団など、多岐にわたる事項が含まれます。警察署に依頼したり、詳しい人を講師に迎えたりと各大学で工夫していますが、旭川市立大学の場合はいかがでしょうか。	・例年、車を使用する学生（通学使用や普段から車を使用している）を対象に、警察から講師を招き、交通安全について30分程度の講習を年に2回行っている。その際に、飲酒や闇バイト、カルト集団の注意喚起も行っています。今後のオリエンテーションでも講師招き、研修する時間が確保できないかを検討中です。
62		第11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	(2) 危機管理に関する目標を達成するための措置	P28	1) 防災訓練を実施する。	本学の消防計画、文科省からの学校危機管理マニュアル、旭川市の自主防災組織の手引きを職員へ配布し、12月末に職員の防災訓練を実施した。	3 ※1)-4)		質問	・危機管理に関するマニュアル作成の進捗状況を教えてください。	他大学の危機管理マニュアル等の情報収集を行うとともに、ハザードマップ等も参考にしながら、本学で考えられる危機管理の対象について見直しを行っています。 危機対策本部の設置基準について、改めて整理をし、より実効性のある危機管理マニュアルとすべく検討中であり、危機発生時の責任者や役割を、見直しを行うとともに、緊急連絡体制や安否確認体制等を明確にすることを目指し検討中です。 また、学内の危機管理規程についても、より実効性のあるものとして、検討を進めています。

業務実績報告書に対する意見交換に係る事前確認事項 整理シート

No.	意見交換 事項	項目		R6業務実績報告書の内容				評価委員会委員からの事前確認			公立大学法人旭川市立大学からの回答	
				頁数	R6年度計画	R6年度報告		法人評価	委員名	分類		内容
63	⑫	第 11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	(3) 施設・設備の適切な維持管理及び活用に関する目標を達成するための措置	P28	1) 施設修繕計画を作成し、防水工事等優先順位を決定し、順次修繕工事を実施する。	今年度施設修繕計画を策定。施設修繕計画にそって、短大屋根一部防水工事、ボイラー入替、LED照明改修工事、エアコン取付工事等を実施した。		3 ※1)~2)		質問	・施設修繕計画は何年先まで策定しているのか。外部調達（借入）を行う予定はあるのか。	2023年度より前期6か年後期6か年、合計12年、2034年度までの修繕計画を策定している。借入れを行う予定は現時点ではありません。
64	⑫	第 11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	(3) 施設・設備の適切な維持管理及び活用に関する目標を達成するための措置	P28	63と同	63と同		63と同		質問	・「前期6か年後期6か年、合計12か年の修繕計画を策定している」と確認しているが、既存の施設の建替について計画はあるのか。	現時点においては、既存の施設の建替についての計画はありません。防水工事や外壁工事、ボイラー入替工事等、優先順位の高いものから施設を修繕し使用していく予定です。。
65		第 11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	(3) 施設・設備の適切な維持管理及び活用に関する目標を達成するための措置	P28	2) 教育研究活動に支障のない範囲で外部からの施設利用希望に対応する。	64の市内・市外の団体から、195回の施設利用があった。前年度より微増。前年度比1.16倍（2023年度 55団体、施設利用167回）		63と同		質問	・外部からの施設利用は有料になっているのでしょうか。	回答は下記記載。
66		第 11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	(3) 施設・設備の適切な維持管理及び活用に関する目標を達成するための措置	P28	65と同	65と同		63と同		質問	・外部からの施設利用者は、有料でしょうか。料金設定と、無料の場合の条件はどのようになっていますか。また、利用団体の審査基準はありますか。たとえば、反社、宗教団体、収益活動、思想活動など。	有料となっています。利用料金は「施設等使用管理規程」に定めており、施設ごとや教室の広さ（席数）ごとに半日（4時間）単位での設定となっています。また規程第10条に特別の事由あるときは使用料を減免することがあると定めています。利用団体の審査基準は規程第3条に、本学の施設等を使用できるのは、本学の職員及び学生、管理者が使用を適当と認める個人及び団体としており、第3条第2項で営利を目的としたものや特定の政治活動・宗教活動を目的としたもの、公序良俗に反する活動を目的とした個人及び団体は本学の施設利用を認めておりません。
67		第 11 その他業務運営に関する目標を達成するための措置	(4) 教育環境の整備に関する目標を達成するための措置	P28	1) ネットワーク運用及び保守、情報セキュリティにかかる環境整備を計画的に実施し、各機器等の更新を順次行う。	計画に従い、8月に有線LAN外部接続の速度を従来の100Mbpsから1Gbps に増速し、1月にはアカウント管理、DNS等のサーバを更新した。計画外の事業として3月には老朽化した学生利用ネットワークプリンターを更新した。		3		質問	・前回、情報セキュリティポリシーに従い、包括的な対策を整えることが課題とのことでした。進捗はいかがですか。	学長・情報担当副学長と、情報センター内で、以下の項目から検討を開始しています。 （1）全学的な情報セキュリティ委員会規程及び情報セキュリティ対策体制図の策定。 （2）教職員及び学生への効果的なユーザ教育方法。 （3）保護すべき情報資源の棚卸しの方法。以上3点のいずれも大学運営会議等に提案する段階に達していないが、より直接的なセキュリティ対策として学内教職員端末の異常を検知するサービスの令和7年度内導入も検討しています。
68	⑬	—	—	—	—	—		—		意見	・全体として、「法人による自己点検・評価」は、実施状況を中心に記載されていて、評価判断基準が分かりにくい印象です。実施した結果、改善された事項を教えてくださいと、評価が容易になります。	(7/28回答)